

労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。化学物質を原因とする労働災害（がん等の発癌性疾患を除く。）は年間450件程度で推移しており、がん等の発癌性疾患を後を絶ちません。これらを踏まえ、新たな化学物質規制の制度（下図）が導入されました。

＜過去の化学物質規制の仕組み（概略）と今回の改正による規制の強化の中心となる規制＞



1-1 ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物[※]）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。 2024(R6).4.1施行
- このうち、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリで比較的高い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加されました。ただし、2024（令和6）年4月1日時点で現存するものは、2025（令和7）年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されません。
- 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理センターのウェブサイトにてCAS登録番号付きで公開されています。
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

※リスクアセスメント対象物：
労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

- 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。 2023(R5).4.1施行
 - 代替物等を使用する
 - 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
 - 作業の方法を改善する
 - 有効な呼吸用保護具を使用する

- リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。 2024(R6).4.1施行

(2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

- (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。 2023(R5).4.1施行
 - (1)②に関する 2024(R6).4.1施行
- ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質）は30年間保存です。

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

- (1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)①i～ivの方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。 努力義務 2023(R5).4.1施行

1-3 皮膚等障害化学物質等への直接接 触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こす化学物質と当該物質を含有する製剤を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

- 健康障害を起こすおそれがあることが明らかでない物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者 努力義務 2023(R5).4.1施行
 - ▶ 保護眼鏡、不透透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する 義務 2024(R6).4.1施行
- 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外 努力義務 2023(R5).4.1施行
 - ▶ 保護眼鏡、不透透性の保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具を使用する

1-4 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会の付議事項に、1-2(1)と1-8(1)に関する以下 ①に関する部分 2023(R5).4.1施行
①～④の事項を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況 ②～④に関する部分 2024(R6).4.1施行
の調査審議を行うことを義務付けます[※]。

- 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- 濃度基準値の設定物質について、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

※ 衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければなりません。

1-5 がん等の発癌性疾患の把握強化

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、1年以内に複数の労働者が同種 2023(R5).4.1施行
のがんに罹患したことを把握したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かなければなりません。

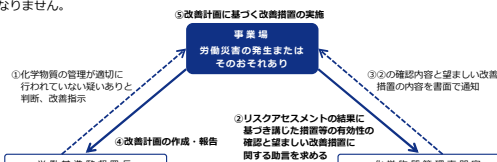
また、医師がその罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事業務の内容等を、所轄都道府県労働局長に報告しなければなりません。

1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害 2023(R5).4.1施行
を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

1-7 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- 労働災害の発生またはそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、 2024(R6).4.1施行
その事業場で化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、事業場の事業者に対し、改善を指示することができます。
- 改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（厚生労働大臣告示で定める要件を満たす者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認と望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、1か月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければなりません。



1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。 2024(R6).4.1施行
- 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、 5年間（がん原性物質に関する健康診断は 30年間）保存しなければなりません。

(2) がん原性物質の作業記録の保存

リスクアセスメント対象物のうち、労働者にがん原性物質を製造し、 2023(R5).4.1施行
または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。
また、その記録を 30年間保存しなければなりません。

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場 2024(R6).4.1施行

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）

- ・ 個別の作業現場ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習 [※] の修了者	科目	時間
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間30分
		化学物質の危険性及び有害性の調査	3時間
※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。		化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2時間
		化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
		関係法令	1時間
		化学物質の危険性及び有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

(3) 職務

- ラベル・SDS等の確認
- 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理

(3) 職務

- ・ ラベル・SDS等の確認
- ・ 化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応